令和 4 年度 沖縄支部事業計画 (案) 新旧対照表

令和3年度第3回全国健康保険協会沖縄支部評議会

(令和4年1月17日)



令和4年度沖縄支部事業計画(案)新旧対照表

新(令和4年度)	旧(令和3年度)
1. 基盤的保険者機能関係	1. 基盤的保険者機能関係
(1) 健全な財政運営	
・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評	
議会において、丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論	
<u>を行う。</u>	
・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政につい	
て、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の	
<u>見通しに関する情報発信を行う。</u>	
・各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点か	
<u>ら積極的に意見発信を行う。</u>	
<u>【重要度:高】</u>	
協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日	
本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康	重要度:高 国の施策に関係(寄与)する項目
保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的 かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。	困難度:高 使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化
N DIEE ON MEET ETT DE CONTENT ET ETT DE CONTENT ET	との関係から、合理的に判断できる項目
【困難度:高】	
協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤	
字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、	
後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許	

さない状況である。

<u>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入</u> 者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定 的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、 困難度が高い。

(2) サービス水準の向上

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行う とともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率 化、簡素化の取組を進める。

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意 見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。
- KPI: ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%

(1) サービス水準の向上

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行う とともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、 簡素化の取組を進める。

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見 や苦情等から支部の課題を見いだし、迅速に対応する。
- KPI: ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>95.0</u>%以上と する

以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の実施進捗状況をも 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報 並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するな どにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を行う。
- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化P Tにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 <u>重点的な審査を行うとともに、</u>支部の保険給付適正化PT<u>を</u> 効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

(5) 効果的なレセプト内容点検の推進

・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、<u>効果的</u>なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極 的に周知を図る。

(3) 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、 現金給付の適正化を行う。
- ・ 不正の疑いのある事案については、<u>支部の保険給付適正化PT</u> にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、 不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

(4) 効果的なレセプト内容点検の推進

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点 検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向 図り、査定率<u>及び再審査レセプト1件当たりの査定額の</u>向上 に取り組む。

【困難度:高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※) 電子レセプトの普及率は 98.8% (2020 年度末) となっており、査定 する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検 の査定率(※)について対前年度以上とする
 - (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額) した額 ÷協会けんぽの医療費総額
 - ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
- (6) 柔道整復施術療養費等の照会における文書照会の強化
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診に

上に取り組む。

- KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の 査定率(※)について対前年度以上とする
 - (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額) した額
 - ÷協会けんぽの医療費総額
 - ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
- (5) 柔道整復施術療養費等<u>の照会</u>業務の強化
 - ・ 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月 15 日以上)の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位 ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書

ついて、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを 解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診につ いての正しい知識の普及を図る。

また、多部位・頻回・長期の受診者が特に多い施術所に対して、 県平均と比較した啓発文書を送付する。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を徹底する。
- <u>・厚生局等へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次</u> 対応状況を確認し適正化を図る。
- KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部 位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合につい て対前年度以下とする
- (7) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
 - ・ 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格 を喪失した加入者の保険証の回収について、<mark>早期に</mark>保険証未回 収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険 者回収不能届を活用した電話督促等を強化する。

照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを 解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診につ いての正しい知識の普及を図る。

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化 の推進

- 審査手順の標準化を図る。
- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を 確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い 事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
- KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前 年度以下とする
- (7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理 回収業務の推進
 - ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を 喪失した加入者の保険証の回収について、<u>資格喪失処理後2週間以内に</u>、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底 するとともに、被保険者回収不能届を活用した電話督促等を強 化する。

- ・ 未返納の多い事業所データ等を活用<u>し、た事業所等</u>への文書等による資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・債権については、早期回収に努め、文書催告・弁護士名催告 のほか、費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返 納金債権の回収率の向上を図る。なお、資格喪失後受診によ る返納金債権については、保険者間調整を積極的に実施し、 確実な債権回収に努める。
- ・ 交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権について は、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を 図り、より確実な回収に努める。

【困難度:高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納 (回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※ 2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、 資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが

- ・未返納の多い事業所データ等を活用<u>した</u>事業所へ<u>の文書等によ</u> る資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権については、早期回収に努め、文書催告・弁護士名催告の ほか、費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金 債権の回収率の向上を図る。なお、資格喪失後受診による返納 金債権については、保険者間調整を積極的に実施し、確実な債 権回収に努める。
- ・ 交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権について は、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図 り、より確実な回収に努める。

見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※1) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意 のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する 仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)

<u>(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプト</u> を資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

- KPI: ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月 以内の保険証回収率を対前年度以上とする
 - ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする。
- (8) 被扶養者資格の再確認の徹底
- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行 う。
- KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 を 93.4%以上とする
- (9) オンライン資格確認の円滑な実施

国のオンライン資格確認システムを有効に機能させ、オンライン資格確認を円滑に実施するために、加入者に向けて必要な 広報を行う。

- KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
 - ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の 回収率を対前年度以上とする
- (8) 被扶養者資格の再確認の徹底
- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする
- (10) オンライン資格確認の円滑な実施

国のオンライン資格確認システムを有効に機能させ、オンライン 資格確認を円滑に実施するために、加入者に向けて必要な 広報を行う。

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナ ンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を 図る。
- ・ また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等 (令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表)」 等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証とし ての利用の推進に協力する。

【重要度:高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用について は、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度 が高い。

(10) 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく 統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化 を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度:高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての 基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための 最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとと もに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着

(9)業務改革の推進に向けた取組

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統 一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化 を図る。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を図る。

化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

本部が提供する事業所健康度診断シート(事業所カルテ)に生活 習慣病予防健診と事業者健診の内訳を区分して表示することによ り、事業者健診データの提供促進を図る。また、被扶養者の特定健 診受診率も見える化し、事業主とのコラボヘルスによる被扶養者 への受診勧奨の案内も拡大していく。

加えて、保健指導や健康宣言勧奨での事業所訪問、健康宣言事業所のフォローアップに活用する。

(2)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 〈I、II、III〉

6か年計画である第2期保健事業計画(データヘルス計画) が後半に入ることから、中間評価の結果を踏まえ、の最終評価を2年後に控え、中位目標(6年後に達成する目標)である「加入者のメタボリックシンドローム保有率の減少」及び、基本的な実施事項である「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施す

2. 戦略的保険者機能関係

(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

本部が提供する事業所健康度診断シート(事業所カルテ)に生活 習慣病予防健診と事業者健診の内訳を区分して表示することによ り、事業者健診データの提供促進を図る。また、被扶養者の特定健 診受診率も見える化し、事業主とのコラボヘルスによる被扶養者へ の受診勧奨の案内も拡大していく。

加えて、保健指導や健康宣言勧奨での事業所訪問、健康宣言事業所へのフォローアップに活用する。

(2) データ分析に基づいた第2期保健事業計画(データヘルス計画)の着実な実施

6か年計画である第2期保健事業計画(データヘルス計画)が後半に入ることから、中間評価の結果を踏まえ、中位目標(6年後に達成する目標)である「加入者のメタボリックシンドローム保有率の減少」及び、基本的な実施事項である「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

る。

さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「<u>福寿うちな~(健</u> <u>康づくり</u>推進協議会」などの意見を聴取しながら、<u>包括的連携協定</u> <u>を締結している5者(県、労働局、県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ)との協力・連携を図り、</u>地域の実情に応じた取り組みを強化する。

- ■第2期保健事業計画(データヘルス計画)中位目標: 「加入者のメタボリックシンドローム保有率(腹囲、血圧、中性脂肪、空腹時血糖)を16.0%から14.0%に減らす」
- i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

40歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診及び被扶養者を対象とした特定健診を併せた受診率の向上と事業者健診データ取得率の向上を図るため、健診機関との連携を強化し、休日健診<u>や</u>、まちかど健診、早朝検診及びナイト検診を実施するなど、加入者のニーズや特性に応え、受診機会の拡大を図る。

さらに、「健診・保健指導カルテ」等の活用により事業所規模、 業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効果的か つ効率的なアプローチを行う。

生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診の受診が確認できない事業所に対する受診勧奨及び事業者健診データの取得勧奨、特に受診率等への影響が大きいと見込まれる事業所や業態への勧奨を強化するための外部委託を推進する。

さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「<u>福寿うちな~(健</u> <u>康づくり)</u>推進協議会」などの意見を聴取しながら、<u>関係機関との</u> 連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた取り組みを強化する。

- ■第2期保健事業計画(データヘルス計画)中位目標: 「加入者のメタボリックシンドローム保有率(腹囲、血圧、中性脂肪、空腹時血糖)を16.0%から14.0%に減らす」
- i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

40 歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診及び被扶養者を対象とした特定健診を併せた受診率の向上と事業者健診データ取得率の向上を図るため、健診機関との連携を強化し、休日健診、まちかど健診、早朝健診及びナイト健診を実施するなど、加入者のニーズや特性に応え、受診機会の拡大を図る。

さらに、「健診・保健指導カルテ」等の活用により事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効果的かつ効率的なアプローチを行う。

生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診の受診が確認できない 事業所に対する受診勧奨及び事業者健診データの取得勧奨、特に受 診率等への影響が大きいと見込まれる事業所や業態への勧奨を強化 するための外部委託を推進する。 生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診を受診している事業 所には、労働局や健診機関等と連携を図り、事業者健診データの取 得促進を図るとともに、生活習慣病予防健診への切り替えの働き かけも促進する。

生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診を受診している事業所には、労働局や健診機関等と連携を図り、事業者健診データの取得 促進を図るとともに、生活習慣病予防健診への切り替えの働きかけ も促進する。

【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる 対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加 しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、 困難度が高い。

- 被保険者(40歳以上)(実施対象者数: <u>206,696人</u>)
 - 生活習慣病予防健診 実施率 66.2%

(実施見込者数: 136,833 人)

事業者健診データ 取得率 7.5%

(取得見込者数: <u>15,503 人</u>)

■ 被扶養者 (実施対象者数: <u>56, 736 人</u>)

特定健康診査 実施率 31.0%

(実施見込者数: 17,590人)

- KPI: ① 生活習慣病予防健診実施率を 66,2%以上とする
 - ② 事業者健診データ取得率を 7.5%以上とする
 - ③ 被扶養者の特定健診実施率を 31.0%以上とする
- ii)特定保健指導の実施率及び質の向上
- ・特定保健指導の外部委託を更に推進していくほか、健診当日に 特定保健指導が実施できる健診機関の拡大に努める。
- ・情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の 更なる利便性の向上を図る。
- ・ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保 健指導」を実施するとともに、市町村と共催して公共施設におけ る「健診結果説明会」を行うなど、加入者の特性やニーズに応 え、特定保健指導利用者の増加を図る。
- ・保健師・管理栄養士のスキル向上が図れる研修を効果的に開催 する。

【重要度:高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

- KPI: ① 生活習慣病予防健診受診率を65.0%以上とする
 - ② 事業者健診データ取得率を6.0%以上とする
 - ③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.0%以上とする

ii)特定保健指導の実施率の向上

健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を 図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の 初回面談の実施について、健診実施機関へ働きかける。

また、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。

併せて、ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保健指導」を実施するとともに、市町村と共催して公共施設における「健診結果説明会」を行うなど、加入者の特性やニーズに応え、特定保健指導利用者の増加を図る。

【困難度:高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診 等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカ リキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者 が減少しており、困難度が高い。

■ 被保険者(特定保健指導対象者数: 33,608 人)

特定保健指導 実施率 40.4%

(実施見込者数: 13,590人)

■ 被扶養者(特定保健指導対象者数: 2,226人)

特定保健指導 実施率 18.0%

(実施見込者数:<u>401 人</u>)

■ KPI: ①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>40.4%</u>以上 とする

> ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 18.0%以上 とする

iii) 重症化予防対策の推進

未治療者に対する重症化予防については、生活習慣病の重症化 を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、手紙・電話・面 ■ KPI: 被保険者 実施率:39.4%以上とする

被扶養者 実施率: 17. 1%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

未治療者に対する重症化予防については、生活習慣病の重症化を 防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、手紙・電話・面談 談による受診勧奨を行い、確実に治療に繋げる取り組みを進める <u>また、ほか</u>、より早期に治療につなげるための取り組みとして、健 診当日の受診勧奨の外部委託を推進する。

糖尿病の重症化予防については、「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導を進めていく。

また、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDL コレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。

【重要度:高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の 重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定 人数 1,428 人
- KPI: 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の 割合を 12.4%以上とする

iv)コラボヘルスの推進

健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「福寿 うちな一健康経営宣言」事業を展開し、健康講話等を実施する宣言 事業所への健康サポート等を行うことにより、事業主等の健康づ

による受診勧奨を行い、確実に治療に繋げる取り組みを進める。

また、より早期に治療につなげるための取り組みとして、健診当日の受診勧奨の外部委託を推進する。

糖尿病の重症化予防については、「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防 プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導を進めて いく。

■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv)コラボヘルスの推進

健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「福寿うちな~健康宣言」事業を展開し、健康講話等を実施することにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進、特定健診受診率の

くり意識の醸成、加入者の健康増進、特定健診受診率の向上及び特定保健指導の強化を図る。また、<u>健診情報を記した</u>事業所健康度診断シート(事業所カルテ)を<u>健康経営宣言</u>勧奨での事業所訪問や<u>健</u>康経営宣言事業所へのフォローアップに活用する。

さらに、<u>健康経営宣言</u>した事業所は県の実施する「がんじゅうさびら表彰」へつなげるとともに、<u>県や労働局、県医師会等の関係団体包括的連携協定を締結している5者にて</u>連携のうえ、健康経営宣言を<u>統一し、共同運営するなど</u>全県的に普及させるための活動を推進する。

また、沖縄産業保健総合支援センター等と連携したメンタルへ ルスの予防対策を推進するほか、被扶養者の健診受診率向上を図 るため、賛同を得られた事業主と連携して、支部長・事業主の連名 による健診受診勧奨文書を直接被扶養者に送付する「ご家族様に も特定健診プロジェクト」も引き続き実施する。

【重要度:高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

向上及び特定保健指導の強化を図る。また、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)を<u>健康宣言</u>勧奨での事業所訪問や<u>健康宣言</u>事業所へのフォローアップに活用する。

さらに、<u>健康宣言</u>した事業所は県の実施する「がんじゅうさびら表彰」へつなげるとともに、<u>県や労働局、県医師会等の関係団体</u>と連携のうえ、健康経営宣言を<u>統一し、共同運営するなど</u>全県的に普及させるための活動を推進する。

また、賛同を得られた事業主と連携し、支部長・事業主の連名に よる健診受診勧奨文書を直接被扶養者に送付する「ご家族様にも特 定健診プロジェクト」を引き続き実施し、被扶養者の健診受診率向 上を図る。 ■ KPI:健康宣言事業所数を 590 事業所以上とする

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 インセンティブ制度をはじめ、疾病予防や健康増進の重要性、 健診受診、特定保健指導実施、保険料率設定、資格喪失後受診、任 意継続、給付の仕組み、申請手続き等を加入者へ分かりやすく広報 する。

具体的には、地元メディアに対するプレスリリース、広報チラシの発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載、youtube 等の動画を活用した広報等を実施する。

また、ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に 直接届くメールマガジンの登録者数の拡大を図る。

さらに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険事業の 理解向上を目的とした研修を実施するほか、広報活動等により健 康保険委員活動の支援を行う。

加えて、<u>被保険者30人以上の事業所を対象に、委託による勧奨を行う加入者の多い事業所に重点を置き、健康保険委員の委嘱制</u> 奨を効果的に実施することにより、委嘱者数のさらなる拡大を図る。

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている 事業所の被保険者数の割合を 45.5%以上とする ■ KPI:健康宣言事業所数を 455 事業所以上とする

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

インセンティブ制度をはじめ、疾病予防や健康増進の重要性、健 診受診、特定保健指導実施、保険料率設定、資格喪失後受診、任意 継続、給付の仕組み、申請手続き等を加入者へ分かりやすく広報す る。

具体的には、地元メディアに対するプレスリリース、広報チラシの発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載、youtube 等の動画を活用した広報等を実施する。

また、ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に 直接届くメールマガジンの登録者数の拡大を図る。

さらに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険事業の 理解向上を目的とした研修を実施するほか、広報活動等により健康 保険委員活動の支援を行う。

加えて、<u>加入者の多い事業所に重点を置き、健康保険委員の委嘱</u> <u>勧奨を効果的に実施する</u>ことにより、委嘱者数のさらなる拡大を図 る。

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている 事業所の被保険者数の割合を 44.5%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発、新規適用事業所や健康保険 委員研修会等でのジェネリック希望シール及びリーフレット配布 のほか、関係機関と連携したジェネリック医薬品に関するセミナ ーを開催する。

また、医療機関及び薬局に対して、医療機関・薬局ごとのジェネ リック医薬品使用割合を二次医療圏内で比較し、見える化した「ジ ェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付する。

さらに使用割合の低い医療機関については、一般名処方への協力依頼を行い、使用割合の低い薬局に対しては、ジェネリック医薬品の採用について働きかけを行う。

また、70歳以上のジェネリック医薬品使用割合が低い地域を対象に普及促進チラシ等を配布するほか、アンケートを同封しジェネリック医薬品に関する意識調査を行う。

加えて、当支部の2次医療圏別のジェネリック医薬品使用割合 <u>行う。</u> を2次医療圏別で見た場合、が最も低い宮古地区が最も低いため の関係団体や主要医療機関等を訪問し、現状や課題を把握のうえ 更なる使用割合向上を目指し、宮古地区におけるジェネリック医 薬品使用促進に向けた取り組み働きかけを行う。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、 「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以 上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発、健康保険委員研修会等でのジェネリック希望シール及びリーフレット配布のほか、関係機関と連携 したジェネリック医薬品に関するセミナーを開催する。

また、医療機関及び薬局に対して、医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合を二次医療圏内で比較し、見える化した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付する。

<u>さらに使用割合の低い医療機関については、一般名処方への協力</u> <u>依頼を行い、使用割合の低い薬局に対しては、ジェネリック医薬品</u> の採用について働きかけを行う。

加えて、当支部のジェネリック医薬品使用割合を2次医療圏別で 見た場合、宮古地区が最も低いため、更なる使用割合向上を目指し、 宮古地区におけるジェネリック医薬品使用促進に向けた取り組みを 行う。

- KPI: ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で 対前年度以上とする
 - (※) 医科、DPC、歯科、調剤における使用割合
- (5) インセンティブ制度の着実な実施

加入者<u>及び事業主にインセンティブ</u>制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、を周知するためのチラシやマンガパンフレットの作成及び送付、各種広報誌物の作成及び配布、ホームページへの掲載、健康保険委員研修会などの各種研修会における説明などにより、制度の周知広報を強化し丁寧に行っていく。

また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。

【重要度:高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

- (6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る 意見発信
 - i) 意見発信のための体制の確保

- KPI:協会けんぽ沖縄支部のジェネリック医薬品使用割合を 対前年度以上とする
 - (※) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合
- (5) インセンティブ制度の周知及び推進

加入者<u>へ制度を周知するためのチラシやマンガパンフレット</u>の作成及び<u>送付</u>、各種広報<u>誌</u>やホームページへの掲載、健康保険委員研修会などの各種研修会における説明などにより、制度の周知広報を 丁寧に行っていく。

また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。

- (6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意 見発信
 - i)意見発信のための体制の確保

意見発信等を行う環境づくりに向け、沖縄県地域医療構想検討 会議等への参画について県に対して積極的に働きかける。

ii) 医療費データ等の分析

県との共同事業で協会けんぽと国民健康保険の健診データとレセプトデータを活用し、沖縄県民の健康状況や医療費の実態についてデータ分析を行う。

iii)外部への意見発信や情報提供

健診データとレセプトデータの分析結果を活用し、ターゲット を絞った受診勧奨や、特定健診受診及び特定保健指導のメリット についての広報などにより、特定健診受診率及び特定保健指導実 施率向上を図る。

また、当該分析結果については、エビデンスに基づく効果的な意 見発信として、沖縄県地域医療構想検討会議等での意見発信やマ スコミ等を利用した情報発信としても活用する。

iv) 上手な医療のかかり方にかかる働きかけ

地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を 控えるなどの「上手な医療のかかり方」についての広報を実施し、 加入者や事業主に対して適正受診について周知啓発を行う。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイ

意見発信等を行う環境づくりに向け、地域医療対策会議等への参画について、県に対して積極的に働きかける。

ii) 医療費データ等の分析

県との共同事業で協会けんぽと国民健康保険の健診データとレセ プトデータを活用し、沖縄県民の健康状況や医療費の実態について データ分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

健診データとレセプトデータの分析結果を活用し、ターゲットを 絞った受診勧奨や健診受診及び保健指導のメリットについての広報 などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。

また、当該分析結果については、エビデンスに基づく効果的な意見 発信として、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を 利用した情報発信としても活用する。

iv) 上手な医療のかかり方にかかる働きかけ

地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控 えるなどの「上手な医療のかかり方」についての広報を実施し、加 入者や事業主に対して適正受診について周知啓発を行う。 クルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されて おり、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域 医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療 データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
- (7)調査研究の実施及びパイロット事業等の推進
- i)調査研究事業の実施

令和元年度から<u>令和3年度にかけて実施した</u>の調査研究にかかる継続事業として「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析」に関する取りまとめ結果を基に、未治療者を適正医療に繋げるための保健事業プログラムを構築していく。に引き続き取り組み、研究成果として分析結果を取りまとめる。また、当該研究成果等については、保健事業へ展開するとともに、ホームページ掲載やプレスリリース、沖縄県公衆衛生学会等における発表等を行い、内外に広く情報発信する。

ii)外部有識者を活用した調査研究

「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析」については、支部内における調査研究に留まらず、より専門的な知見に基づく分析結果をも得ることを目的に、外部有識者を活用した調査研究として、琉球大学(公衆衛生学)へ研究を委

■ KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

- (7)調査研究事業の実施及びパイロット事業等の推進
- i)調査研究事業の実施

令和元年度から<u>の調査研究にかかる</u>継続事業として「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析」<u>に引き続き取り組み、研究成果として分析結果を取りまとめる。</u>

また、当該研究成果等については、<u>保健事業へ展開するとともに、</u>ホームページ掲載やプレスリリース、<u>沖縄県公衆衛生</u>学会における発表等を行い、内外に広く情報発信する。

ii) 外部有識者を活用した調査研究

「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・ 分析」については、支部内における調査研究に留まらず、より専門 的な知見に基づく分析結果をも得ることを目的に、外部有識者を活 用した調査研究として、琉球大学(公衆衛生学)へ研究を委託し連 託し連携する。

iii) パイロット事業等への提案

支部の企画・提案力向上を図るため、パイロット事業等につい て、積極的に提案する。

iii)調査研究を推進するための体制等

本部が主催する統計分析研修等を積極的に受講し、支部の調査研 究にかかるスキルの底上げを図るとともに、調査研究を推進する ための体制等について検討する。

3. 組織·運営体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上を図るとと もに標準人員に基づき、業務量に応じた適切な人事配置を行う。

(2) 人事評価制度の適正な運用

協会理念の実現に向けて、組織目標を意識し、且つ、等級ごとの 役割定義に基づく目標を可能な限り数値目標として設定する。まし 切に実施する。

(3) 0JT を中心とした人材育成

OJT を中心とした人材育成の意義や目的を職員が共有し、効果的

携する。

iii)パイロット事業等への提案

支部の企画・提案力向上を図るため、パイロット事業等について、 積極的に提案する。

iv)調査研究を推進するための体制等

本部が主催する統計分析研修等を積極的に受講し、支部の調査研 究にかかるスキルの底上げを図るとともに、調査研究を推進するた めの体制等について検討する。

3. 組織・運営体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上を図るとと もに標準人員に基づき、業務量に応じた適切な人事配置を行う。

(2) 人事評価制度の適正な運用

協会理念の実現に向けて、組織目標を意識し、且つ、等級ごとの 役割定義に基づく目標を可能な限り数値目標として設定する。また た評価期間中は、日々の業務管理、業務指導を行い、人事評価を適|評価期間中は、日々の業務管理、業務指導を行い、人事評価を適切 に実施する。

(3) 0JT を中心とした人材育成

OJT を中心とした人材育成の意義や目的を職員が共有し、効果的

な OJT が実践できるよう意識の醸成を図る。また、研修の実施や 自己啓発の支援等を通じて業務知識・スキル等の習得を支援する。

(4) リスク管理

職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いや情報セキュリティ等の研修を行う。

(5) コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守 (コンプライアンス) について、職員研修 等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

(6)費用対効果を踏まえたコスト削減等

調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

また、経費に対する職員のコスト意識を高めると共に消耗品の在庫管理等を徹底し調達量の適正化に努め、経費節減を図る。

■ KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20% 以下とする

な OJT が実践できるよう意識の醸成を図る。また、研修の実施や自己啓発の支援等を通じて業務知識・スキル等の習得を支援する。

(4) リスク管理

職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いや情報セキュリティ等の研修を行う。

(5) コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓 発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケート を実施する。

(6)費用対効果を踏まえたコスト削減等

調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期まで の期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多 くの業者が参加しやすい環境を整備する。

また、経費に対する職員のコスト意識を高めると共に消耗品の在庫管理等を徹底し調達量の適正化に努め、経費節減を図る。

■ KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20% 以下とする